

三條新聞合流点 平成30年12月5日

弥彦競輪、過去に「一般会計繰出金」隠蔽か。

昨年10月22日全国競輪施行者協議会(JKA)前理事長 武島裕氏の講演があり、「寛仁親王牌(GI)をやったら、少なくとも5億円くらいの利益が出てくる。その収益が一般財源に入っていないのは、誰が考えてもちょっとおかしいですね。財政調整基金、あるいは施設を改修するところにお金が回っているのならいいのですが。そうでなかったら、ちょっと考えられない。」と発言されていました。

花井温郎議員の「3月・6月議会報告」によれば、平成27年度(小林村長1年目)寛仁親王牌の単独利益は4億1600万円であり、年度末決算では久しぶりに7千万円を一般会計へ繰り出しました。

競輪事業の目的は「地方財政の健全化を図ること」と「自転車競技法」第一条で明記されています。

弥彦競輪事業の決算書によれば、平成23年から4年連続寛仁親王牌(GI)を開催したにもかかわらず、平成12年度から26年度の15年連続、赤字ではないが一般会計への繰り出しはゼロが続きました。平成16・21年度の大型公共施設の建設費用(1億6千万円と1億5千万円)は「財政基金積立金」を取り崩したものであり特別なものです。

あらためて最近の、弥彦村含む20市町村の競輪特別会計の予算書・決算書を調査してみても愕然とした。何と弥彦村だけが平成27年度以前の決算書では「一般会計繰出金」の項目が無かったのです。競輪事業において、自転車競技法の3大目的の一つであり弥彦村にとって最も重要な「一般会計繰出金」という項目が、平成16・21年度を除いて、素人が見ても意図的と思えるほどスッポリと抜け落ちているのではないですか。

さらに言えば、調査できた平成27年度以前(約10年分)の弥彦村の決算書の「決算審査意見書」にも「一般会計繰出金」に関する記述は、平成16・21年度を除いて見当たりません。

常識的に営利事業において、「利益」が記載されていない決算書は存在しないはず。これは過去の村長・競輪事務所長等の職務怠慢であったと言えないでしょうか。

各市町村の決算書をさらに詳しく分析して見えてきたこと。自治体の予算書・決算書の表し方は、款(大区分)、項(中区分)、目(小区分)、節(明細)、説明の5段階に階層化されており、15市町は款(大区分)、4市は項(中区分)で「繰出金」又は「諸支出金」が出てきます。競輪事業の目的からしても当然です。

我が弥彦村はどうか。小林村長2年目の平成27年度決算書から、款(大区分)の「総務費」の節(明細)でようやく「繰出金」が出てきて、説明の欄で「一般会計繰出金」と記載されています。「自転車競技法」の3大目的の一つである「一般会計繰出金」の項目が村民・監査委員等の目の届きにくい「総務費」の最後尾にあるのはいかなものか。

以上のことから弥彦村では、「一般会計繰出金」隠しが意図的に行われていたと考えるのは私だけでしょうか？

某村議は議会で「監査は現在の監査委員監査で十分であり外部監査は必要ない」と主張されていましたが、合理的な疑問が残ります。(競輪大好き村民)